

中小企業診断士試験に関する検討委員会とりまとめ

令和7年2月

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

1. はじめに

中小企業診断士制度は、昭和27年に創設された中小企業診断員登録が始まりである。平成12年度に中小企業指導法が中小企業支援法に改正された際に、公的診断の担当者から民間経営コンサルタントとして位置付けられ、平成13年度より現行の国家試験制度、中小企業診断士養成課程、更新登録制度等を盛り込んだ中小企業診断士制度がスタートしている。

現行制度における中小企業診断士試験は、平成13年度より中小企業支援法に基づく国家試験として毎年実施されており、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会（以下「日診連」）が、中小企業支援法第12条に規定する指定試験機関として、試験事務を行っているところである。

試験の受験手数料については、中小企業支援法施行令（政令）において、実費を勘案して経済産業省令で定めるとされており、これまで省令改正により2回改定されている。

平成24年度改定では、受験申込者数の伸びや試験実施地区の見直しを背景に、試験事務等の効率化により、受験手数料の引き下げを行った。

また、令和4年度改定では、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、ソーシャルディスタンスに配慮した試験会場運営、試験実施地区の増加等により、中小企業支援法施行令に定める上限額まで受験手数料の値上げを行っている。

これにより、令和4年度試験における収支の赤字は免れたものの、令和5年度試験は、台風の影響により沖縄地区で第1次試験の再試験を行ったため、第1次試験における収支は赤字となり、試験全体で見ても、令和2年度以降に講じた新型コロナウイルス感染症対策による累計赤字が解消できていない。

令和2年度以降のコロナ禍、沖縄再試験による支出増は、これまでに蓄えられた繰越金に加え、一時的に他会計財源を充てることにより対応した。今後、物価高騰等により経費の増加が予想される中、予期せぬ支出増や受験申込者数の減

少があった場合、日診連による試験事務の実施が困難となる可能性がある。

この先、安定的に試験事務を継続していくためには受験手数料の見直しが急務である。このため、令和6年12月、日診連内に外部有識者からなる「中小企業診断士試験に関する検討委員会」を設置し、あるべき受験手数料や考慮すべき事項について検討を行った。

2. 検討に当たって考慮した事項（口述試験の廃止）

中小企業診断士試験は、多肢選択式の第1次試験および、筆記試験と口述試験からなる第2次試験で構成されている。

口述試験は、平成13年度の試験の法定時、中小企業診断士を、民間経営コンサルタントとして位置付け、その役割を「診断」から「診断及び助言」へと充実させたことを背景に、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について口述の方法により確認するものとして導入された。

筆記試験と口述試験は一体的に第2次試験として位置付けられ、筆記試験で一定基準以上の得点を得た者のみを対象に実施されているが、受験手数料は筆記試験と口述試験を合わせて第2次試験手数料として徴収している。

平成24年度の受験手数料改定時でも口述試験は検討の俎上に上り、面接員を3名から2名とする経費削減策が提案された他、筆記試験と口述試験の受験手数料を分割することも検討された。面接員の縮減は実施したが、受験手数料の分割はかえって手数料の増額となるため見送られた。

口述試験は、例年1月下旬、筆記試験と同じ全国7地区で行われている。1名の受験者に対し2名の面接員が、筆記試験で出題した4事例などにもとづいて質問し、受験者は中小企業診断士の立場に立って回答（診断、助言）する。所要10分程度と短時間ではあるが、受験者にとっては移動時間や宿泊・交通費など一定の負担が生じている。

口述試験の受験者数は、第1次試験受験者数の増に伴い、増加傾向にあり、直近5年の平均で約1,400人である。第1次試験や筆記試験に比べれば人数こそ少ないが、問題作成、試験会場の確保、試験会場運営、これらに付随する管理業務など、他の試験同様の作業、相応の経費を要している。

口述試験の合格率は、累計99.9%であり、また、中小企業診断士は資格登録までに、試験の他、「実務従事・実務補習」または「養成課程等」が課せられ

ているため、当初の目的である「診断に加えた助言能力の獲得」の機会は制度全体を通じて確保できていると言え、口述試験を廃止することにより、試験の簡素化、受験者負担の軽減、受験手数料の適正化を図ることができる。

3. あるべき受験手数料額

上述のとおり、受験手数料は、中小企業支援法施行令において、実費を勘案して定めるとされている。将来の物価上昇率を年率2%と見込み、令和7年度試験から実施するオンライン申請によるコスト削減も見込んだ支出額と、過去5年の受験申込者数の平均に基づく収入額をもとに、口述試験の廃止、累積赤字の解消も考慮した上で試算を行った結果、令和8年度以降の受験手数料について、以下のとおり見直し額（案）を提案することとした。第2次試験の受験手数料は、口述試験にかかる経費を削減できる分、引き下げることができる。

【見直し提案額】

第1次試験	17,200円
第2次試験	15,100円
合計	32,300円

【見直し提案額の考え方】

- (1) 令和12年度（受験手数料改定5年後）の「想定経費」（物価上昇率2%/年での予想額）を、「受験申込者数」（令和2年度～令和6年度の受験申込者数の平均値）で割って一人当たりの単価を算出する。
- (2) この単価に、令和7年度末の「繰越金（赤字）」予想額を5年で解消する考えの下、「受験申込者数」×5年で割った金額を加算する。

※ 具体的には、令和7年度末の「繰越金」予想額は、第1次試験が赤字、第2次試験が黒字、試験全体では赤字である。そこで、第1次試験については、繰越金額を5で割り、さらに「受験申込者数」で割った金額を、令和12年度単価に加算する。第2次試験については、繰越金額を5で割り、さらに「受験申込者数」で割った金額を、令和12年度単価から減算する。

4. 繰越金保有の必要性

毎年実施する試験事務を確実かつ円滑に行うためには、安定的な財務基盤を常時確保する必要がある。過去の受験手数料改定時の検討委員会でも、一定額の繰越金保有の必要性が指摘されている。

令和元年までは繰越金を保有していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延によるソーシャルディスタンスに配慮した試験会場運営、試験実施地区の増加等により、令和3年度には全て使い切っている。また、令和5年度は、台風を起因として沖縄地区で第1次試験の再試験を実施したことで支出が増加し、赤字が拡大した。

コロナ禍でのソーシャルディスタンスに配慮した試験会場運営や再試験の実施は、繰越金があったからこそ対応可能だったものであり、こうした経験からも試験の安定的な実施のためには相応の繰越金は必要不可欠である。

【参考】

(平成24年度改正時の検討委員会資料より抜粋)

6. 繰越金の保有目的等

将来の不測の支出及び将来いずれかの段階で発生することが予想される費用として、以下の費用を想定することは妥当であり、これらに要する費用として、一定金額を保有することは必要である。

・受験申込者数の短期的な変動等への対応

経済情勢等の変化による受験申込者数の減少等の短期的な変動を常に考慮する必要があり、これらの状況に対処するための費用。

・天災等による不測の事態への対応

他の試験制度においては大規模災害の発生に伴って受験手数料の返還等が行われた実態があることから、不測の事態に対応するための費用。

・試験事務の効率化等への対応

安定的な試験運営を図る上で、試験制度の変更や試験問題の作成等の試験事務の効率化及び安全性の確保を図るために必要なシステム改修等の費用。

(令和4年度改正時の検討委員会資料より抜粋)

4 受験手数料の検討

(1)試算のありかた

従来は、将来の不測の事態に備える等のため一定の内部留保が必要としてきたが、昨年度(令和2年度)、新型コロナウイルス感染症対策のために例年の2倍を超える支出が行われたことに鑑みれば、今回も不測の事態に対応できるようこうした考え方を踏襲することが必要である。

5 おわりに

将来的に安定した運営を確保するという視点からは、感染症に加え、台風や地震等の自然災害といったリスクや、今後も想定される人件費増・物価の上昇といったコスト増加要因についても注視し、必要に応じ、政令で定められた水準にとらわれることなく、適切な受験手数料の設定に努めることが必要である。

5. おわりに

今回の検討委員会では、喫緊の課題である手数料の見直しを中心に検討した。将来的に安定した中小企業診断士試験事務の運営を確保することが何よりも重要である。

このため、感染症の流行、台風や地震等の自然災害、予測不能な世界情勢といった外部要因リスクや、今後想定される人件費増、物価上昇といった構造的なコスト増加要因等を踏まえ、適切な受験手数料の(中小企業支援法施行令に規定されている上限額の引き上げを含む)更なる見直しを継続的に検討していくことが必要である。

併せて、受験者数の増加に向けた取組みについても当然視野に入れるべきものである。中小企業数336万社に対し、中小企業診断士の資格保有者は約3万人と1%程度であり、中小企業支援をより一層推進する政策目的からも、中小企業診断士の役割と魅力を発信し続け、中小企業診断士の増加、ひいては、受験者数を増やしていく取組みが必要である。

今後とも、デジタル化の進展等試験業務を取り巻く環境変化に対応し、受験申込者の利便性の向上や安心安全な受験環境の確保に努めていくことが重要である。

中小企業診断士試験に関する検討委員会

検討委員会メンバー（50音順）

委員長 小川 正博 静岡県立大学客員教授
委員 木村 裕美 早稲田大学都市・地域研究所 招聘研究員
委員 清松 敏雄 拓殖大学 商学部 会計学科 准教授
委員 高橋 善也 公認会計士・税理士・司法書士、
税理士司法書士総合事務所タクミパートナーズ
委員 山内 清行 日本商工会議所 中小企業振興部長

オブザーバー 中小企業庁経営支援部経営支援課

検討委員会開催経過

令和6年12月24日（火） 第1回 検討委員会
令和7年 1月24日（金） 第2回 検討委員会
令和7年 2月 5日（水） 第3回 検討委員会